

# 国立音楽大学の公的研究費(科研費)責任体系図

『研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)平成19年2月15日文部科学大臣決定  
第1節 機関内の責任体系の明確化』に基づき、資金等の運営・管理を適正に行うために、運営・管理に関わる者の責任と権限の体系について、以下のとおりとする。

